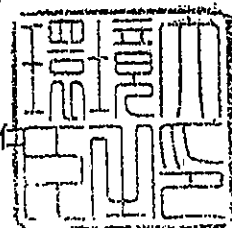


諮問 第 288 号
環水大水発第 100812001 号
平成 22 年 8 月 12 日

中央環境審議会会長
鈴木基之 殿

環境大臣
小沢 鋭



水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（諮問）

下記の理由により、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）別表 2（生活環境の保全に関する環境基準）のうち、水生生物の保全に係る環境基準の項目追加等について、貴審議会の意見を求めます。

〔諮問理由〕

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）については、平成 15 年 11 月環境省告示第 123 号（水質汚濁に係る環境基準について）で設定され、現在、亜鉛 1 項目について定められている。

この水生生物保全環境基準の設定の根拠となった平成 15 年 9 月の「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（答申）」において、環境基準項目及び要監視項目並びに基準値及び指針値については、今後とも新たな科学的知見等に基づいて必要な追加・見直し作業を継続して行っていくべきとされている。

こうしたことから、環境省では、亜鉛に続く水生生物保全環境基準項目の設定に向け検討を行ってきたが、今般、ノニルフェノール等の数物質において、環境中濃度や水生生物に影響を及ぼすレベルについての知見の集積が整いつつあるところである。また、併せて現在までの水生生物保全環境基準の設定の在り方についても検討を行っているところである。

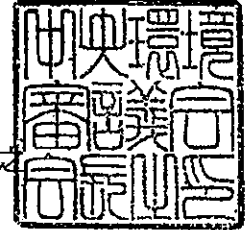
本諮問は、こうした観点から、水生生物保全環境基準の項目追加等について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第566号
平成22年8月12日

中央環境審議会水環境部会
部会長 松尾 友矩 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基



水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について（付議）

平成22年8月12日付け諮問第288号、環水大水発第100812001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。